

公益財団法人宮崎市体育協会 広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人宮崎市体育協会（以下「協会」という。）が所有する有形又は無形の資産を広告媒体として活用し、広告を掲載することにより、新たな財源を確保し、もって市民サービスの維持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する協会の所有する財産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア ホームページ

イ 広報誌「宮崎市体協」及び封筒などの印刷物

ウ その他広告掲載が可能と認められるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令又は協会の定款等に反するもの若しくは反するおそれがあるもの

(2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

(3) 公序良俗に反するもの又は反するおそれがあるもの

(4) 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連するもの

(5) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

(6) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告

(7) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告

(8) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

(9) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

(10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示及び誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等（根拠となる資料を要する。）

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在が明確でないもの

(11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

ア 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの

- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの
 - エ ギャンブルを肯定するもの
 - オ 青少年の健康、精神、教育に有害なもの
- (12) その他、協会が不相当と認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置、広告料、募集方法等は、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の承諾)

第5条 広告掲載を行おうとする者は、広告内容やその仕様について、あらかじめ協会の承諾を得なければならない。

- 2 協会は、承諾を行うに際し、広告内容やその仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。
- 3 前2項の規定による承諾を受けた者（以下「広告主」という。）は、承諾を得た広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主の責務)

第6条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
 - (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害する又は不利益を与えるものではないこと。
 - (3) 広告の内容等が承諾に基づく指示、条件に適合したものであること。
- 2 広告主は、前項各号に掲げる事項に関し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載の承認の取り消し)

第7条 協会は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、その掲載の承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項の規程による指示又は条件に従わないとき。
- (2) 承諾を行った後の事情変更等により、広告の内容等が第3条の規定に抵触したとき。
- (3) あらかじめ指定する期日までに広告料の納付又は広告の原稿の提出がないとき。
- (4) 倒産、破産等により消滅したとき、又は、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) その他、協会が必要と認めるとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。(第6条(審査機関)及び第7条(会議)削除等)